令和９年度肝付町会計年度任用職員登録受付について

令和９年４月採用の会計年度任用職員を募集に伴い、下記のとおり任用登録の受付を行います。
登録者の中から条件に合う方を選考し、会計年度任用職員として任用します。

登録方法	（１）『会計年度任用職員登録申請書』に必要事項を記入し、写真貼付の上、下記提出先に持参または郵送してください。なお、町から登録した旨のお知らせは行いません。 （２）登録申請書は、町のホームページからダウンロードされるか、肝付町役場総務課・内之浦総合支所町民生活課・岸良出張所でお受け取りください。 （３）町では、障がいのある方の雇用に取り組んでいます。該当の方で、申請書を提出される際は、「障害者手帳」や「療育手帳」の写しを添付してください。 ※登録されても、必ず任用されるとは限りません。任用の対象となった方のみにご連絡いたします。
登録受付期間及び有効期間	**受付期間：12 月 1 日（火）～令和 9 年 1 月 8 日（金）**当日消印有効 ※受付期間を過ぎた場合でも登録可能ですが、令和９年４月からの任用者の選考については、期間内の登録者から優先して行います。 有効期間：令和９年度末まで
登録要件	次の要件を満たす方に限ります。 （１）募集職種の資格要件等（別表参照）を満たす方 （２）職務遂行上支障をきたさない良好な健康状態を有している方 （３）次の地方公務員法第 16 条各号のいずれにも該当していない方 ①拘禁刑以上の刑に処され、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者 ②肝付町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者 ③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者 （４）こどもと接する業務に従事する職種については、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律に規定する特定性犯罪事実該当者でない者。
選考方法	登録された方の中から、書類選考を行います。なお、職種により面接を行う場合があります。 詳細については後日、本人へ通知します。
任用期間	令和９年４月１日から令和 10 年３月 31 日までの一会計年度以内です。 ※任用後１ヶ月間は条件付採用（1 ヶ月間を良好な成績で勤務した時に正式に採用）
服務	地方公務員法に規定される服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止）が適用されるほか、分限、懲戒の規定に該当する場合は、処分の対象となります。
福利厚生	勤務形態により社会保険（市町村共済組合 / 短期区分）、厚生年金保険、雇用保険、公務災害補償等に加入します。
休暇・休日	勤務条件に応じて、町の規則により年次有給休暇を付与します

【問合せ及び提出先】

（１）登録方法等に関する問合せ及び申請書の提出先

〒 893-1207　鹿児島県肝属郡肝付町新富 98 番地　　肝付町役場 総務課　℡ 0994（65）8421

※申請書の受け取り及び提出先は、内之浦総合支所町民生活課、岸良出張所でも可

（２）各職種の業務内容等に関するお問い合わせは、別表に記載の各担当課まで